

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 7 年 4 月 18 日

【会社名】 東京臨海高速鉄道株式会社

【英訳名】 Tokyo Waterfront Area Rapid Transit, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西倉 鉄也

【本店の所在の場所】 東京都江東区青海一丁目 2 番 1 号  
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都港区台場二丁目 3 番 2 号

【電話番号】 03 (3527) 6760 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 山本 哲也

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 3,800百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	令和 5 年 9 月 29 日
効力発生日	令和 5 年 10 月 8 日
有効期限	令和 7 年 10 月 7 日
発行登録番号	5 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限 (円)	発行予定額 20,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
-	-	-	-	-
実績合計額 (円)		なし (なし)	減額総額 (円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 20,000百万円  
(20,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	東京臨海高速鉄道株式会社第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	金3,800百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金3,800百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年1.600%
利払日	毎年4月24日及び10月24日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、令和7年10月24日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各24日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）11．「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	令和17年4月24日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、令和17年4月24日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）11．「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	令和7年4月18日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	令和7年4月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために、担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. 当社が、前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

（注）1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からAA（ダブルA）の信用格付を令和7年4月18日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される現実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の現実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該現実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の現実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

(1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項または別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

(2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

(3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

(5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

- (1) 本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)によりこれを行う。
- (2) 当社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)によりこれを行う。

#### 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

#### 8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

#### 9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6.に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注)6.に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)9.に定める社債権者集会に関する費用

#### 11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,200	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金30銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	900	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	700	
計	-	3,800	-

### (2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

**3【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
3,800	28	3,772

**(2)【手取金の使途】**

上記差引手取概算額3,772百万円は、令和7年9月末までに、全額を別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のサステナビリティファイナンス・フレームワークの適格プロジェクトである、りんかい線第二期区間建設資金に係る既存投資のリファイナンスに充当する予定です。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**【募集又は売出しに関する特別記載事項】**

サステナビリティボンドとしての適合性について

当社は、サステナビリティボンドの発行を含むサステナビリティファイナンス実施のために、「グリーンボンド原則（GBP）2021（国際資本市場協会（ICMA）」、「グリーンローン原則2023（ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）等）」、「ソーシャルボンド原則（SBP）2023（国際資本市場協会（ICMA）」、「ソーシャルローン原則2023（ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）等）」、「サステナビリティボンドガイドライン2021（国際資本市場協会（ICMA）」、「グリーンボンドガイドライン2024年版（環境省）」、「グリーンローンガイドライン2024年版（環境省）」及び「ソーシャルボンドガイドライン2021年版（金融庁）」（以下総称して「原則等」といいます。）に則したサステナビリティファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」といいます。）を策定しました。当社は、本フレームワークに対する第三者評価として株式会社格付投資情報センターより、本フレームワークが原則等に適合する旨のセカンド・パーティ・オピニオンを取得しています。

サステナビリティファイナンス・フレームワークについて

**1. 調達資金の使途**

サステナビリティファイナンスによって調達された資金は、以下のサステナビリティ（グリーン及びソーシャル）適格プロジェクトに対する新規投資並びに既存投資のリファイナンスに充当する予定です。リファイナンスの対象となる資産については、りんかい線第二期区間建設時の20年以上前に実施した鉄道事業固定資産に係る支出等を対象としますが、りんかい線含む鉄道は自家用乗用車やバスと比較した際のCO<sub>2</sub>の排出量が著しく少なく、設備投資時期が過去の場合でも適切な更新投資等の実施により、今後も継続して環境面への便益を創出するものと考えています。なお、既存投資のリファイナンスとして充当を予定する部分の概算額または割合については、調達時に開示します。

また、リファイナンスの対象となる主要な鉄道事業固定資産の概要は以下の通りです。

主要な鉄道事業固定資産	トンネル	線路用地等	駅設備	線路（道床）	送配電線及び き電線	のり面
法定耐用年数	60年	非償却	30年	60年	40年	70年

グリーン適格プロジェクト	環境面への便益 (環境目標：気候変動の緩和)	GBP上の事業区分
鉄道車両の導入		
鉄道車両の導入に係る投資	[ 環境負荷の低い旅客鉄道輸送に資する車両 ] ・輸送量あたりのCO2排出量と比較した際に、自家用自動車やバスと比較して著しく少なく、環境負荷が低い交通手段である鉄道の車両の導入により、低炭素交通としての旅客鉄道輸送の機能発揮を実現	クリーン輸送
旅客鉄道輸送に資する鉄道車両以外の設備全般の維持・改修・新設		
鉄道事業固定資産に係る投資 (鉄道線路、橋梁、トンネル、のり面、停車場(駅・信号場・操車場)、車庫および車両検査修繕施設、運転保安設備、変電所設備、電路設備等)	[ 環境負荷の低い旅客鉄道輸送に資する設備 ] ・環境負荷が低い交通手段である鉄道運行を支える設備への投資 [ 環境負荷低減に向けた個別の取組(エネルギー使用の効率化) ] ・トンネル照明等のLED化や、駅の空調機器等の省エネルギー性に優れた環境配慮型の機器への更新による、環境負荷の軽減 ・駅の空調機器等の中央監視システムの更新などを見据え、更なるエネルギー使用の効率化の実現に向けたBEMS(ビル・エネルギー・マネジメント・システム)導入	クリーン輸送
ソーシャル適格プロジェクト		
鉄道車両の導入		
鉄道車両の導入に係る投資	[ 車内空間の安全性・快適性の向上 ] ・万が一事故が発生した場合のお客さまの生存空間を確保する、衝撃吸収構造や剛性を向上させた構体の採用 ・車体幅の拡幅による混雑時の圧迫感の緩和 ・視認性の高い車内案内表示器の搭載 ・全車両への防犯カメラ設置に加え、通話機能を有した非常通報器の搭載による車内のセキュリティの向上 ・現行車両よりも車両床面の高さを50mm低くすることで、ホームと車両との段差を縮小し、バリアフリーを促進 ・各車両にフリースペースを設置し、車いすやベビーカー等の利便性を向上 ・ドアの開閉を光の点滅および「ピンポン」音で知らせる「ドア開閉予告装置」や開いているドアの位置を「ピンポン」音で知らせる「誘導鈴機能」の搭載 ・手すり・吊手の利便性向上	手ごろな価格の基本的インフラ設備  社会経済的向上とエンパワーメント
旅客鉄道輸送に資する鉄道車両以外の設備全般の維持・改修・新設		
鉄道事業固定資産に係る投資 (鉄道線路、橋梁、トンネル、のり面、停車場(駅・信号場・操車場)、車庫および車両検査修繕施設、運転保安設備、変電所設備、電路設備等)	[ 臨海副都心部の交通アクセスの確保 ] ・効率的な大量輸送手段である鉄道による広域的な交通ネットワークの整備を通じて、内陸部の既成市街地との交通アクセスを確保 [ 安全・安定輸送の確保 ] ・バリアフリー法等に基づく、駅施設や鉄道関連設備整備により、お客様サービスの質的向上を実現 ・ホームドア ・エスカレーター ・駅建築物の改良・改修など [ 災害対策の取組強化 ] ・首都直下地震等の大規模災害発生に備え、施設・設備の安全性をより一層高める ・高架橋等の耐震補強 ・浸水対策など	手ごろな価格の基本的インフラ設備  社会経済的向上とエンパワーメント

なお、当社は、本フレームワークに基づいて調達された資金は、以下の通り、「社会的な課題」の解決に資するものであり、例示した「対象となる人々」に対してポジティブな社会的な効果が期待されると考えています。

社会的な課題	対象となる人々
・ 都心内陸部対比、交通アクセス手段が限定的な臨海部における、鉄道輸送サービスの継続的な提供	・ りんかい線をご利用される、障がい者や高齢者を含む、全てのお客様（特に、沿線地域の住民、働く人、企業）

また、当社は、サステナビリティファイナンスによって調達された資金が充当される適格プロジェクトは、以下の持続可能な開発目標（SDGs）と整合しているものと考えています。

SDGs	ターゲット
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	7.3：2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	9.1：全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	11.2：2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 11.7：2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 11.a：各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
13 気候変動に具体的な対策を 気候変動に具体的な対策を	13.1：すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

## 2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

サステナビリティファイナンスの資金用途とする適格プロジェクトについては、当社の総務部財務課が候補を選定し、関係各部との協議を経て、代表取締役社長が最終決定します。各プロジェクトの適格性の評価にあたっては、環境及び社会に対する重要なネガティブな影響がないことを中心に、その他技術面等を総合的に分析しています。具体的には以下の項目について予め確認します。

- ・ プロジェクト実施の各自治体等で求められる環境関連法令等の遵守
- ・ プロジェクト実施に際して、必要に応じた外部への情報発信の実施
- ・ 当社の調達規定（環境負荷低減への配慮等）に沿った資材調達

## 3. 調達資金の管理

サステナビリティファイナンスによる調達資金は、当社総務部財務課が専用の帳簿を作成し、適格プロジェクトに全額充当されるまでの間、半期毎に調達資金の充当状況を管理します。その際、サステナビリティファイナンスによる調達資金が当社の保有するサステナビリティ適格プロジェクトの金額を超過しない旨を確認します。

また、サステナビリティファイナンスによる調達資金が適格プロジェクトに充当されるまでの間の未充当資金については、現金または現金同等物にて管理します。

#### 4. レポートニング

当社は、資金充当状況レポートニング及びインパクト・レポートニングを、サステナビリティファイナンスが完済されるまでの間、当社ウェブサイト等にて年次で開示します。また、初回の開示は、サステナビリティファイナンスの調達から1年以内に予定しています。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、インパクトに重大な変化が生じた場合は、その旨を適時に開示する予定です。

##### 資金充当状況レポートニング

当社は、資金の充当状況に関する以下の項目について、当社ウェブサイト等にて年次で開示します。

- ・ 充当先のプロジェクト概要
- ・ 充当金額
- ・ 充当金額のうち既存投資のリファイナンスとして充当された部分の概算額または割合
- ・ 未充当金額、及び未充当期間中の運用予定期間・運用方法

##### インパクト・レポートニング

当社は、適格プロジェクトによる環境及び社会改善効果に関する以下の項目について、実務上可能な範囲において、当社ウェブサイトにて年次で開示します。

適格プロジェクト	レポートニング項目
<グリーン適格クライテリア> 鉄道車両の導入・旅客鉄道輸送に資する鉄道車両以外の設備全般の維持・改修・新設	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道車両の導入に係る投資</li> <li>・ 鉄道事業固定資産に係る投資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (共通)りんかい線における、輸送量あたりの二酸化炭素の排出量 (g-CO<sub>2</sub>/人km)</li> <li>・ (鉄道車両)導入した車両の概要及び車両(編成)数</li> <li>・ (鉄道事業固定資産)工事实施内容、設備の設置状況</li> </ul>
<ソーシャル適格クライテリア> 鉄道車両の導入・旅客鉄道輸送に資する鉄道車両以外の設備全般の維持・改修・新設	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道車両の導入に係る投資</li> <li>・ 鉄道事業固定資産に係る投資</li> </ul>	<p>&lt;アウトプット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (鉄道車両)従来型車両に比べて、安全性・快適性・利便性が向上し、ご利用される全てのお客様に対するポジティブな社会的便益を有する新型車両(編成)の導入数</li> <li>・ (鉄道事業固定資産)工事实施内容、設備の設置状況</li> </ul> <p>&lt;アウトカム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ りんかい線の乗車人員(人)</li> </ul> <p>&lt;インパクト&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全・安定輸送の確保と安心の提供</li> </ul>

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

### 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日） 令和6年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

事業年度 第35期中（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日） 令和6年12月24日関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（令和7年4月18日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

東京臨海高速鉄道株式会社 本社  
（東京都港区台場二丁目3番2号）

### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。